

氏名 \_\_\_\_\_

令和2年7月10日実施 関東運輸局法令試験問題

(特定指定地域以外の地域)

解答用紙

I

|    |  |    |  |    |  |    |  |    |  |
|----|--|----|--|----|--|----|--|----|--|
| 1  |  | 2  |  | 3  |  | 4  |  | 5  |  |
| 6  |  | 7  |  | 8  |  | 9  |  | 10 |  |
| 11 |  | 12 |  | 13 |  | 14 |  | 15 |  |
| 16 |  | 17 |  | 18 |  | 19 |  | 20 |  |
| 21 |  | 22 |  | 23 |  | 24 |  | 25 |  |
| 26 |  | 27 |  | 28 |  | 29 |  | 30 |  |
| 31 |  | 32 |  | 33 |  | 34 |  | 35 |  |

II

|    |  |    |  |    |  |    |  |    |  |
|----|--|----|--|----|--|----|--|----|--|
| 36 |  | 37 |  | 38 |  | 39 |  | 40 |  |
|----|--|----|--|----|--|----|--|----|--|

令和2年7月10日 関東運輸局法令試験問題  
(特定指定地域以外の地域)

- (注意事項) 1 本試験問題については、特段の指示がない限り、令和2年1月1日現在で施行されている法令等に基づくものとする。
- 2 本試験問題中「個人タクシー事業」とあるのは、「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシー)」とする。
- 3 本試験問題中「個人タクシー事業者」とあるのは、「一般乗用旅客自動車運送事業者(1人1車制個人タクシー)」とする。
- 4 本試験問題中「タクシー」とあるのは、タクシー業務適正化特別措置法の問題を除き、「一般乗用旅客自動車運送事業用自動車」とする。

I 次の1から40までの文章で正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

1. 旅客自動車運送事業運輸規則には、事業者間の活発な競争を促進することは、その目的として規定されていません。
2. タクシー事業者は、原則として、タクシー車両に応急修理のために必要な器具及び部品を備えなくても、当該タクシー車両を旅客の運送の用に供することができます。
3. 他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業は、道路運送法に規定する旅客自動車運送事業に該当しません。
4. 個人タクシー事業者は、氏名及び住所を明らかにした者から旅客に対する取扱いその他運輸に関する苦情の申出を受け付けた場合には、苦情の内容等の事項を記録し、かつ、地方運輸局長に報告し、その記録を整理して1年間保存しなければなりません。
5. 地理不案内な場所を空車走行する場合、タクシー運転者には、「回送板」の掲出が義務付けられています。
6. 道路運送法で「自動車運送事業」とは、旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業をいいます。
7. 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受が終了した場合、その旨を届け出る必要はありません。

8. 旅客自動車運送事業者は、事業年度の経過後、百日以内に「輸送実績報告書」の提出が義務づけられています。
9. 旅客自動車運送事業者に対しては、自動車事故を起こしたときは、事故の程度を問わず、全ての事故について、自動車事故報告規則の規定に基づく報告書の提出が義務づけられています。
10. 旅客自動車運送事業等報告規則に定める実車率算出に係る算式は「 $\text{実車キロ} \div \text{走行キロ} \times 100$ 」です。
11. 道路運送車両法に規定されている自動車の乗車定員を超える旅客の運送を申し込まれたときは、道路運送法の規定により、運送の引受けを拒絶することができます。
12. 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過していない者であっても、個人タクシー事業の許可を受けることができます。
13. 道路運送法の目的には、輸送の安全を確保し、道路運送事業者の利益を保護することが定められています。
14. 一般乗用旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を收受した場合であって旅客の求めがあったときは、收受した運賃又は料金の額を記載した領収証を発行しなければなりません。
15. 個人タクシー事業者の場合、1年間に乗務する日数を予め定め、行政庁に届け出なければ運行はできないことになっています。
16. タクシーの点検整備記録簿の保存期間は、その記載の日から2年間と定められています。
17. 個人タクシー事業者が、第二種運転免許に係る運転免許証の有効期限を更新したときには、直ちに個人タクシー事業者乗務証の記載事項の訂正を受けなければなりません。

18. 道路運送法に規定する一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受の手続きを行う場合、その申請書には譲渡及び譲受価格の明細書を添付する必要があります。
19. 個人タクシー事業者は、旅客との間に運賃又は料金に関する特約がある場合であっても、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割戻しをすることはできません。
20. 愛玩用の小動物をタクシー車内に持ち込む旅客に対しては、運送の引受けを拒絶することができます。
21. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に乗務員の氏名を掲示する必要はありません。
22. 期限更新日において年齢が満65歳以上の事業者は、期限更新申請書に旅客自動車運送事業運輸規則に定めるところによる高齢者に対する適性診断（高齢者診断）を受診したことを証する書面を添付すれば、公的医療機関等の医療提供施設において健康診断を受診したことを証する書面を添付する必要はありません。
23. 登録自動車の所有者は、当該登録自動車が増失したときには、永久抹消登録の申請をしなければなりません。
24. 自動車事故報告規則に規定する自動車事故報告書の事故の種類区分における「踏切」とは、当該自動車が踏切において、自動車と衝突し、又は接触したときをいいます。
25. タクシー運転者は、乗務中に事故その他の異常な状態が発生した場合、乗務記録にその概要及び原因を記録しなければなりません。
26. 個人タクシー事業者は、使用している事業用自動車が故障等により使用できなくなった場合、一時的に自家用自動車を使用して、事業を行うことができます。
27. 個人タクシー事業者は、標準運送約款以外の運送約款を定めることができます。
28. 旅行鞆等を携行する旅客から運送の申込みがあったときには、タクシーに当該旅行鞆等を積載するとその積載の方法が道路交通法違反となる場合であっても、運送の引受けを拒絶することはできません。

29. 個人タクシー事業者は、天災その他の事故により、旅客が重傷を負ったときは、すみやかに、その旨を家族に通知した場合、保護する必要はありません。
30. タクシー運転者は、乗務の開始時及び終了時において走行距離計に表示されている走行距離の積算キロ数を乗務記録に記録しなければなりません。
31. 定額運賃のうち、施設及びエリアに係る定額運賃は、定額運賃適用施設と他の定額運賃適用施設との間又は定額運賃適用施設と一定のエリアとの間に行われる反復・継続的な運送であって、地域の実情に応じて地方運輸局長が定める額に相当する距離を超えるものについて設定できます。
32. 事業用自動車の使用者又は当該自動車を運行する者は、一日一回運行開始前に自動車を点検する義務があります。
33. 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、当該運送約款の趣旨及び法令に反しない範囲で当該運送約款の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約によることが規定されています。
34. 一般乗用旅客自動車運送事業の料金の種類は、待料金、迎車回送料金、サービス指定予約料金及びその他の料金とされています。
35. 付添人を伴わない重病者であっても、運送の引受けを拒絶することはできません。

Ⅱ 次の条文の41から45までの（ ）内に入る正しい字句を下欄から選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

(道路運送法)

第二十九条 一般旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車が(36)し、(37)を起こし、その他国土交通省令で定める重大な(38)を引き起こしたときは、(39)(38)の(40)、原因その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

|      |        |          |
|------|--------|----------|
| ア 事故 | イ 場所   | ウ 火災     |
| エ 理由 | オ 転覆   | カ 種類     |
| キ 故障 | ク 遅滞なく | ケ 10日以内に |
| コ 接触 |        |          |

令和2年7月10日実施 関東運輸局法令試験問題（特定指定地域以外の地域）  
模範解答

※ この模範解答は運輸局が公式に発表したものではなく、日個連東京都営業協同組合組織維持対策室にて判断・作成したものです。運輸局の見解とは異なる場合もあり得ますので、予めご了承下さい。

なお、実物の解答用紙の様式は用紙がB4サイズ縦で横10マスの4行ですが、A4サイズだと窮屈なので従来通り5マス7行のままにしています。

I

|    |           |    |            |    |           |    |            |    |             |
|----|-----------|----|------------|----|-----------|----|------------|----|-------------|
| 1  | ○<br>輸1   | 2  | ×<br>輸43   | 3  | ○<br>運2   | 4  | ×<br>輸3    | 5  | ×<br>輸50    |
| 6  | ○<br>運2   | 7  | ×<br>運施66  | 8  | ×<br>報告   | 9  | ×<br>事故2+3 | 10 | ○<br>報告     |
| 11 | ○<br>運13  | 12 | ×<br>運7    | 13 | ×<br>運1   | 14 | ○<br>輸10   | 15 | ×<br>規定なし   |
| 16 | ×<br>点検4  | 17 | ○<br>特施31  | 18 | ○<br>運施22 | 19 | ○<br>運10   | 20 | ×<br>輸13+52 |
| 21 | ×<br>輸42  | 22 | ×<br>期限更新  | 23 | ○<br>車15  | 24 | ×<br>事故様式  | 25 | ○<br>輸25    |
| 26 | ×<br>運78  | 27 | ○<br>運11   | 28 | ×<br>運13  | 29 | ×<br>輸19   | 30 | ○<br>輸25    |
| 31 | ○<br>運賃制度 | 32 | ○<br>車47-2 | 33 | ○<br>約款1  | 34 | ○<br>運賃制度  | 35 | ×<br>輸13    |

II

|    |   |    |   |    |   |    |   |    |   |
|----|---|----|---|----|---|----|---|----|---|
| 36 | オ | 37 | ウ | 38 | ア | 39 | ク | 40 | カ |
|----|---|----|---|----|---|----|---|----|---|

■ 22 は原文通りです。特に意見はしていません。

■ 他に新型設問はありません。

（内容は京浜交通圏の設問と同じで、○×を減量し設問順序を変えています）